

分つ、東海寺の南に傍て、貴船の社の側を流る、川を堺と云々、旅舎數百戸軒端を連ね、常に賑はしく、或人云く是則品川と稱する所の水流なりと云々、往來の旅客絡繹として絶す、

〔御府内備考品川〕品川は、今も南北品川宿又歩行新宿と稱して、町奉行の支配に屬せず、たゞ白

金に續きし邊に、台町と云もの少しく在り、その餘は寺院の門前町のみ、町方の支配に入れり、

〔江戸名所圖會九〕内藤新宿。甲州街道の官驛なり、此地は舊内藤家の第宅の地なり、日本橋より

高井土迄の行程凡四里餘りにして、人馬共に勞す、依て元祿の頃、此地の土人官府に訴へて、新に

驛舎を取立る故に、新宿の名有り、然りといへ共故有りて、享保の始廢亡せしが、又明和九年壬辰、

再び公許を得て驛舎を再興し、今は繁昌の地となれり、此所より高井戸へ一里廿五町あり、追分といふは、同所甲

州街道八王子通及び青梅等への分道なればなり、

〔徳川禁令考五十二〕享保三戊年十月

内藤新宿之儀、宿場相止候旨御書付、

内藤新宿之儀、甲州計り、江之道筋に、而、旅人も少く、新田之儀ニ候間、向後古來之通宿場相止、家居

等も常之百姓町家、いたし商賣物迄渡世爲致可申候、尤自今猶以猥成儀無之様、入念可申候、右宿

場相止候付、而、馬次之儀も、古來之ごとく、日本橋より高井戸宿馬次に可申付候、新宿運上金不納

井、拜借金之儀者、追、而、可被伺候、

一、右新宿之旅籠屋共、二階座敷之分不殘取拂はせ可申候、

以上

明和八卯年

内藤新宿繼場相成候ニ付所々、江相建候高札

定、内藤新宿江建之